

1. 日時・場所

(1) 日時:11月 26日 10:00~11:10

(2) 場所:SCAT 小池ビル5F会議室

2. 出席者(敬称略、順不同)

東日本電信電話株式会社:佐藤, 山崎, 秋田
西日本電信電話株式会社:植松
NTTコミュニケーションズ株式会社:澤口
株式会社NTTドコモ:松木
ソフトバンクテレコム株式会社:早田, 佐藤
情報通信ネットワーク産業協会(CIAJ):浅田(記)

株式会社日立製作所:入部(主査)
日本電気株式会社:新井(副主査), 中村
富士通株式会社:菊地
アンリツ株式会社:石塚
沖通信システム株式会社:内田
株式会社ジュピターテレコム:黒木

3. 資料

資料番号:	資料名	; 提出者
9-1:	端末・網SWG 第9回会合 議事次第	; 日立 入部(主査)
9-2:	端末・網SWG 第8回打合せ議事録(案)	; 日立 入部(主査)
9-3:	第15回技術検討作業班報告	; 端末・網SWG 主査・副主査
9-4:	端末・網SWG報告書_及び付図	; 端末・網SWG 主査・副主査

4. 議事内容

4.1 前回議事録確認(TN-SWG-9-2)

- (1) 入部主査より前回の議事録案について説明があった。事前配布済みで詳細な説明は省略。
- (2) 本件に関して質問、コメント等は、別途主査まで連絡することとした

4.2 第15回技術検討作業班報告(TN-SWG-9-3)

- (1) 入部主査より、11/22に実施された技術検討作業班への報告とそれに対するコメントについて説明があった。
 - ・ 端末・網SWGの報告資料「資料作15-5」中の図2の「実質的に規制をかけていない」の部分は「電気通信事業者が認可を受けて定める技術的条件を適用することができるので全く規制がないわけではないことを理解してほしい」とのコメントが総務省殿よりあった。これを受けて報告書のこの部分に記述を追加した。
 - ・ 技術検討作業班の次回とその上位組織であるIPネットワーク設備委員会の次回の開催日程を調整中であり、開催順序が入れかわるかもしれない。
 - ・ 12/21に端末・網SWGの上位組織である技術基準検討WGが開催予定。技術検討作業班は本来その後に開かれるべきだが日程の調整がつかないのでこちらが先になるかもしれない。

(2) 本件に関する質疑応答。

- ・ 報告資料「資料作15-5」中の記述追加について
 - 技術的条件はネットワークの保護の観点から通信設備を保有する事業者が総務省へ申請して許可を受けるものなので「電気通信回線設備を保有しない事業者」が技術的条件を作るということは奇異な感じを受ける。(NTTドコモ:松木様)
 - どの様な意味で言ったのか総務省殿に確認する。(入部主査)

4.3 端末・網SWGの報告書案(TN-SWG-9-4)

- (1) 入部主査より、技術基準検討WGの端末・網SWG分の報告書案について説明があった。概要は以下の通り。
 - ・ 図3.1.3-1の図で網側の電気通信回線設備を有する事業者の損壊・故障のポケベルのところは電話以外という事でその様に修正した。また端末側のIP電話も変更されている。
 - ・ 図3.1.3-2の図で「実質的に規制をかけていない」の部分は(但し、特殊な端末設備として電気通信事業者が認可を受けて定める端末設備の接続の技術的条件を適用することができる。)の但し書きを追加した。この部分は4.2(2)の質問事項をうけて総務省殿へ確認する。

・
・
・
・
・

(2) 本件に関する質疑応答、議論は以下の通り

- ・ 4.2.1.2.2 責任分界点の定義の明確化
 - 「NGNにおけるIP電話以外のサービスが標準化途中であること」の表現について、技術基準(責任分界点)の検討が他のSWGで行われていることを考えると、24ページの表現を参考に見直した方が良いのではないか。(NTTコミュニケーションズ 澤口様)
 - 4.2.1.5のまとめにその事にも触れる様にする。(新井副主査)
- ・ 図4.2.1.4 従来のインターネットアクセスによるモデルの記述例(P32)
 - 二段目のISP,サービスのサービスはどういう意味か。(ジュピターテレコム:黒木様)
 - これはISPサービスの意味で二つの言葉はつながっている。一行にまとめる。(入部主査)
 - 三段目のブロードバンドキャリアサービスはブロードバンドに限定しているのか。(ジュピターテレコム:黒木様)
 - これは例としてあげているだけなのでこのままとしたい。(入部主査)
- ・ (P37)の四角で囲われた部分のアンダーライン部分について
 - 図4-10 IP化時代に・・・から始まる文章で4行目、6行目の部分に技術者育成の記述がアンダーラインで強調されているのに、②の説明欄に記述が無いのはなぜか。(アンリツ:石塚様)
 - アンダーラインは抜粋した原文に書いてあった為と思われる。確認を行う。(入部主査)
- ・ 6.2 ホームネットワーク等の発展に伴う端末側の複雑化の課題 に関して
 - P52下から5行目でJ.190を参照しているが、これは必要か。本規格はケーブル通信の規格なので次世代で引用するのは適切で無い様に思われる。(NTTコミュニケーションズ 澤口様)
 - P50の表中5-3の「宅内フォーラムが推進したITU-T勧告J.190・・・」の記述に対応してJ190の記述を入れている。(入部主査、新井副主査)
 - J.190だけを引用するのは奇異な気がする。(NTTコミュニケーションズ 澤口様)
 - 他のSG等の引用を含め、J.190以外のものを追加する。(入部主査、新井副主査)
- ・ 各社持ち帰って、確認頂き他にコメント等ある場合、メールで今週末(11/30)の午前中までに連絡頂きたい。それらを盛込んで週明けに改訂版を各社へ送付する。(入部主査)

5. 次回予定

(1) 次回(第10回)は、12月4日(火) 15:00-17:00

- ・ 11/30までの報告書に対する各社コメントを盛込んで来週、改訂版を各社へ送付する。
- 12/4は最終報告書案の確認を行う。

以上